

富岡市きれいなまちづくり条例施行規則

平成 18 年 3 月 27 日

規則第 91 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富岡市きれいなまちづくり条例(平成 18 年富岡市条例第 117 号。以下「条例」という)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(環境美化推進員)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項の規定による環境美化推進員(以下「推進員」という)は、市長が適任と認める者とする。

2 推進員は、環境美化を図るため市の施策に協力するとともに、次の環境美化活動等を行うものとする。

(1) 市内を巡視し、条例第 11 条から第 18 条までに定める事項の啓発、発見、通報及び指導に関する業務

(2) ポイ捨てごみ等の収集に関する業務

(3) 環境美化推進員活動報告書(様式第 1 号)を提出する業務

(4) その他環境美化活動等に関する業務

3 推進員の任期は、2 年とする。

4 市長は、推進員に対し、環境美化推進員証(様式第 2 号)を交付するものとする。

(美化活動の支援)

第 4 条 条例第 8 条の規定による美化活動の支援は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 清掃用具等の支給

(2) 啓発用品の支給

(3) その他市長が必要と認める支援

(顕彰)

第 5 条 条例第 9 条の規定による顕彰は、個人表彰及び団体表彰とする。

2 表彰基準は、区長等から推薦され、10 年以上地域の環境美化活動に貢献し、顕著な成果を収めている者の中から市長が決定する。

3 顕彰者を推薦するときは、表彰者推薦書(様式第 3 号)により行うものとする。

(環境美化の日)

第 6 条 条例第 10 条の規定による環境美化の日は、毎月第 3 日曜日とする。

(回収容器)

第7条 条例第16条第1項の規定による回収容器の設置場所は、当該自動販売機の設置の場所から5メートル以内とし、空き缶等を回収するために容易な場所とする。

2 前項の規定による回収容器は、次に掲げる要件を備えたものとする。

(1) 金属、プラスチックその他容易に破損しない材質であること。

(2) 空き缶等の回収に支障のない容積であること。

(勧告)

第8条 条例第19条の規定による勧告は、勧告書(様式第4号)により行うものとする。

(措置命令)

第9条 条例第20条の規定による措置命令は、命令書(様式第5号)により行うものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第22条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第6号)とする。

(公表)

第11条 条例第23条の規定による公表は、条例第20条の措置命令に従わない者の住所及び氏名(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)並びに概要を富岡市広報等に掲載して行うものとする。

(過料)

第12条 条例第25条の規定により過料に処するときは、過料処分通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の富岡市きれいなまちづくり条例施行規則(平成17年富岡市規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。